

会長・副会長の選出について

- 本協議会設置要綱第5条第1項の規定では、会長及び副会長は、「委員の互選により選出する」とされている。
- 前協議体である地域保健医療・地域医療構想協議会では管内医師会代表者から会長・副会長を選出していた。
- また、今年度から地域医療構想調整会議と保健医療協議会が分割されたことから、両会議の会長・副会長が重複しないように選出を行いたい。
- 先に地域医療構想調整会議の会長・副会長が管内医師会から選出されていることから、本協議会においては重複しない管内医師会代表者を会長・副会長に選出したい。
- 本協議会の会長については、地域医療構想調整会議の会長・副会長と重複しない管内医師会代表者に、副会長については地域医療構想調整会議の会長と重複しない管内医師会代表者に選出したい。
- 令和4年6月1日付けで委嘱された協議会委員から会長・副会長の選出について、事務局より提案したい。

<事務局案>

役職名	氏名	区分	備考
会長	遠藤 一博 委員	新任	狭山市医師会 会長
副会長	小室 順義 委員	新任	入間地区医師会 会長